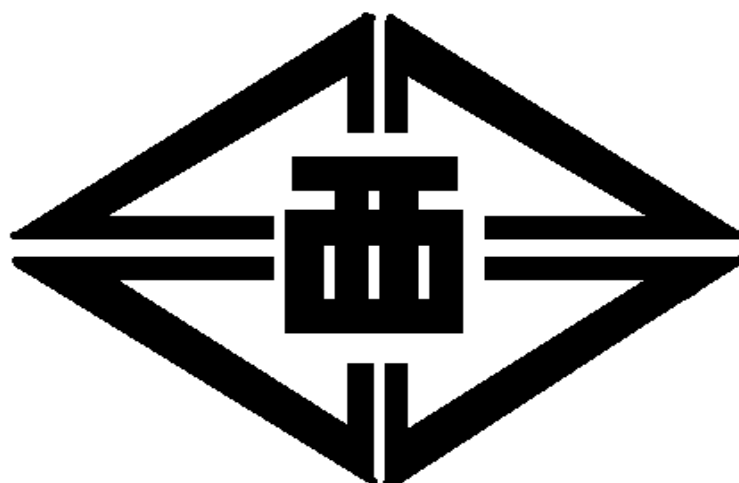


# いじめ防止基本方針



栗東市立治田西小学校

## 目次

1. はじめに	1
2. いじめの防止等のための対策の基本的な考え方	2
(1) いじめの定義	
(2) いじめの未然防止	
(3) いじめの早期発見	
(4) いじめへの対処	
(5) 関係機関および地域や家庭との連携	
3. 本校におけるいじめの防止等のための対策	4
(1) 学校の基本姿勢	
(2) 本校におけるいじめの防止のための取り組み	
(3) 本校におけるいじめの早期発見のための取り組み	
(4) 本校におけるいじめへの対処	
(5) 本校と家庭及び地域との連携	
(6) 本校と関係機関との連携等	
(7) いじめの防止等のための対策に従事する人材の活用および資質の向上	
(8) インターネットを通じて行われているいじめに対する対策の推進	
4. いじめ防止等のための組織	8
◎生徒指導体制	
5. 重大事態への対処	9
(1) 重大事態の意味について	
(2) 事実関係を明確にするための調査の実施	
6. 令和8年度いじめ防止等に向けての年間計画	10
7. いじめ対応マニュアル	11
資料：いじめ防止対策推進法【抜粋】	12-15

# 1. はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長および人格の形成に重大な影響を与え、広く子どもの人権を侵害し、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。また、法律上のいじめの定義から考えると、いじめは社会通念上のものよりも広い意味を持ち、様々な形態を含み、だれもがいじめの側、いじめられる側になることがあるのです。

「いじめは決して許されない」ことを前提として、子ども自身がいじめに気付くことや、子どもを取り巻く大人が「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである」という意識を持つことが大切です。また、法では、「いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見およびいじめへの対処をいう。以下同じ。）の対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であり、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが児童生徒の心身に及ぼす深刻な影響その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深めることを旨として行われなければならない。加えて、いじめ防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題を克服することを旨として行われなければならない。」と基本理念として定めています。そのため、いじめへの対応と防止対策等は学校における最も重要な課題の一つであると考えます。いじめ防止等のための対策は、いじめを受けた児童の生命及び心身を保護することが特に重要であり、学校、家庭その他の関係者等との連携のもと、いじめ問題を克服することをめざして行われなければなりません。

治田西小学校は、これらの理念にのっとり、「いじめは絶対に許されない」という認識のもと、学校、家庭、地域、その他の関係者等との連携を図りつつ、学校全体で児童の尊厳を保持するため、未然防止教育を重点として、組織的にいじめの防止、いじめの早期発見および早期解決に取り組むことが必要であると考えます。

この学校いじめ防止基本方針は、本校に在籍する児童の尊厳を保持することを目的として、いじめの問題の克服に向けて取り組むよう、平成25年9月28日に施行された『いじめ防止対策推進法』第13条1項の規程に基づき、いじめ防止のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めます。

令和8年（2026年）4月1日改定

栗東市立治田西小学校長  
治田西小学校いじめ対策委員会

## 2. いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

本校では、子どもの視点に立って、子どもの最善の利益の実現を目指し、いじめの防止等のための対策を総合的に推進する。

### (1) いじめの定義

本校におけるいじめの定義は「いじめ防止対策推進法」第2条に基づく。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

「学校」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

### (2) いじめの未然防止

いじめは、生活の違いや態度やそぶり、さりげない日常の行為の行き違い、感情のもつれなどさまざまな要因から起こる。また、子どもを取り巻く大人や子どもが、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こりうる」ものであるという意識をもつことが大切である。全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の取り組みとして、心の通う対人関係を構築できるよう育み、いじめを生まない環境をつくるために、学校、保護者、地域、家庭その他の関係者が一体となった共通実践を通して、継続的な取り組みを進める。

そうした中で、あらゆるところで、あらゆる場面で、全ての子どもたちがいじめに気付き、いじめを止めるための行動をとることの重要性の理解を促すとともに、豊かな情操や規範意識、自尊感情や自己有用感、社会性、人を思いやる心などを育む必要がある。

さらに、学校では、児童等が豊かな人間関係をつくることのできるよう、発達段階に応じ、一人ひとりに、あらゆる教育活動を通じて、相手の気持ちを理解できる心の育成を図るとともに、人権の意義や人権問題について正しく理解し、自分と他者の人権とともに大切にし、実践的な態度を身に付けられるよう努めることも大切である。

また、児童等自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動等、自身の主体的な活動を進め、児童等自らがいじめの未然防止に取り組み、全ての児童等にとって居心地のよい学級・学校づくりを目指す。

### (3) いじめの早期発見

いじめは、大人からは見えづらく、また、事実認定が難しい。しかしながら、いじめを見逃してしまうと、より深刻な状況を招いてしまう恐れがある。いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であることから、全ての大人が連携し、子どものささいな

変化に気付く力を高めることが必要である。

このため、大人は日頃から児童等の様子をしっかりと見守り、わずかな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、速やかに的確な関わりをもち、また、いじめを軽視せず積極的に認知していくことが大切である。この際、個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめを受けた児童等の立場に立って行わなければいけない。

学校では、教職員間や学校と保護者との間の情報共有を緊密にし、児童等の状況をきめ細かに把握するよう努める。教職員は児童等にとって安心して相談できる存在でなければならない。そのために、まずは教職員が児童等との関係性を構築し、尊重するところから始める。そこから、児童等の小さな変化に気づき、寄り添う声かけをするなど、信頼関係づくりに励む。また、いじめられている児童等にとって、いじめられていることは周りには相談しにくいものであるだけに、児童等が安心して相談できるよう、教職員は、日頃から積極的に児童等に声かけをするなど、信頼関係づくりに励むことも大切である。

#### (4) いじめへの対処

児童等からいじめの相談を受けた段階、あるいは、いじめがあることが確認された段階では、すでに深刻な状況にあるとの認識に立ち、直ちに対処する必要がある。学校は、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保しつつ、速やかに学校における「いじめ対応マニュアル」において対処する。いじめを認知し、組織対応する際には、いじめを受けた児童等の立場に配慮しつつ、関連する児童等から事情を確認する。学校組織対応で事案を整理した後、子ども同士では解決できない事案については、学校主体の組織を中心に、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの専門的な意見を反映し、弁護士、医師等の外部専門家と連携し、適切な支援に努める。また、重大事態となる可能性がある事案については、早期にスクールロイヤーも含め、適切な指導・助言を受けて対応に当たる。いじめの内容が些細なことでも、家庭や教育委員会への報告・相談・連絡を絶えず行い、緊密な連携を図る。

しかし、いじめを行った児童等に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合には、必要に応じて、福祉、医療、司法、警察等の関係機関と適切な連携を図る。

このため、学校では、日頃から全ての教職員の間で、いじめを把握した場合の対処のあり方について理解を深めるとともに、学校における組織的な対応が可能となる体制整備を推進し、関係機関との情報共有体制を構築することが大切である。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している状態」とは、少なくとも次の二つの条件が満たされている必要がある。

- ①いじめが止んでいる状態が相当の期間（少なくとも3ヶ月を目安とする）継続していること。
- ②いじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうかを被害児童生徒本人および保護者に対し、面談等により確認できていること。

なお、いじめが解消している状態とは、あくまでひとつの段階に過ぎず、解消してい

る状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありえることを踏まえ、教職員は、当該いじめ被害児童等および加害児童等を日常的に注意深く見守る必要があることは言うまでもない。

#### (5) 関係機関および地域や家庭との連携

いじめの問題への対処において学校のみで適切な対応が困難な場合などには、福祉、司法、医療、警察等の関係機関との適切な連携が必要であり、それらの関係機関との適切な連携を図るため、日頃から学校や学校の設置者と関係機関との情報共有体制を構築しなければならない。例えば、教育相談の実施に当たり必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携を図ったり、法務局など、学校以外の相談窓口についても児童等へ適切に周知したりするなど、学校や学校の設置者が、関係機関による取り組みと連携することが重要である。

特に、重大ないじめ事案やいじめが犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案も予想されることから、警察との日常的な情報共有をし、連携強化を図っておくことが大切である。また、社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すためには、地域や家庭との連携が必要なことから、いじめの問題について、PTAや地域の関係団体等との学校関係者が協議する機会を設けたり、学校協議会制度等を活用したりするなどの対策を適宜行う。

### 3. 本校におけるいじめの防止等のための対策

#### (1) 学校の基本姿勢

本校の基本姿勢は「栗東市いじめ基本防止方針」に基づく。

校内研修をはじめとして、いじめへの対応に係る教職員の資質能力向上を図る取り組みや、いじめの防止、いじめの早期発見、いじめへの対処に関する取り組み方法等を具現化し実践していく。こうした取り組みを徹底しながら、絶えず情報交換をし、全教職員で共通理解を図り、さらに、学校マネジメントシステムを有効に活用しながら、PDCAサイクルを通して取り組みの充実を図っていく。

また、ほんの些細な行為が、予期せぬ方向に推移し、重大な事態に陥ってしまわないように、初期段階のいじめであっても学校全体が組織的に把握し、見守り、必要に応じて指導し、解決につなげる高い認知意識を持つ。

#### **いじめ認知の4つの要素**

- ①行為をしたものも行為の対象になったものも児童生徒であること。
- ②両者に一定の人間関係が存在すること。
- ③行為をしたものが行為の対象になったものに対して心理的または物理的な影響を与える行為をしたこと。
- ④当該行為の対象になったものが心身の苦痛を感じていること。

#### (2) 本校におけるいじめ防止のための取り組み

いじめの防止については、学校の教育活動全体を通して、社会性や規範意識の向上、思いやりの心や感謝の心を持つこと、自尊感情を高め、人権を尊重する実践的態度を身

に付けること、かけがえのない自他の生命を尊重すること等を目指し、いじめや差別を許さない学校づくりを推進する。全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことへの理解を促し、日々の活動の中で一人ひとりをしっかりと見取れるよう取り組みを進めていく。

①児童等の豊かな情操と道徳心を培う。

②児童等があらゆる活動の中で、自己有用感や自己存在感がもてる取り組みを進める。

③道徳教育及び体験活動等の充実を図る。

④児童等の自発的・主体的活動への支援

学級会や児童会・生徒会活動等において、児童生徒自らがいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論する活動や命の大切さを呼びかける活動等、児童生徒自身の自発的・主体的な活動を実施し、課題解決能力の育成を推進する。

⑤学級・学年経営の充実

児童生徒にとって学級や学年は、学習や生活など学校生活の基盤となるものである。自分の居場所であり、人と認め合い、励まし合い、支え合う場であり、自分のよさを発揮する場である。児童等が自己理解と他者理解を大切にして、互いの個性や多様性を認め合い、安全安心に学校生活を送れるような風土を、児童生徒自らがつくり上げることができるよう教職員が支援することが大切である。

### (3) 本校におけるいじめの早期発見のための取り組み

いじめは、迅速な対応が求められる。そのためには、全ての大人が連携して、児童等の変化に気付く力を高め、どんな些細な兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知して取り組みにあたる。

①「毎週の学年会」で児童等の些細なトラブルや兆候に関する情報を学年間で共有し合い、組織的にいじめを認知していく。

②いじめの早期発見のために、いじめの内容を含んだ生活アンケート調査（学校をよりよくするためのアンケート）や教育相談（ふれあいタイム）を実施する。

③さまざまな電話相談窓口等の周知により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整える。

④地域・家庭・関係機関と連携して児童等を見守っていく。

### (4) 本校におけるいじめへの対処

どんな小さな事象でもいじめが確認された場合、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保しつつ事情を聞き取り、さらにいじめたとされる児童等に対して事情を確認した上で適切に指導する。

①本人や周辺からの聞き取りを重視し、身体的・精神的な被害についての的確に把握し、緊急対策委員会を開き、学校としての組織的対応を確定する。

②情報収集後、いじめ防止対策会議を開いて家庭や教育委員会への連絡・相談を行う。

③事案に応じて、関係機関との連携を図る。

こうしたいじめ事案は、「生徒指導記録書」で生徒指導主任に報告をあげるとともに、

内容に応じて学校全体でレベルを確定し、スムーズに一次対応ができるようにしていく。また、連絡会や個別懇談会などを通して保護者との連携も図りながら、いじめの解消の状態を確認する。

#### (5) 本校と家庭及び地域との連携

社会全体で児童等を見守り、健やかな成長を促すため、学校関係者と地域、家庭との連携が必要である。また、より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

##### 《家庭》

学校と保護者とが一体となった取り組みをするために、学校便りや、学年通信、学級通信等の情報発信に気を付け、学校の情報を見逃さないように気を配る。家庭においても、保護者に意識してもらえるように「いじめ早期発見チェックポイント」を配付して、保護者と協力しながらいじめを未然に防止し、初期の段階で阻止できる取り組みを実施する。また、家庭での子どもの様子を伺いながら、現代に生きる子ども達が抱える問題に共通認識で対応できるよう取り組みを図っていく。

- ①学級担任だけでなく、多くの教員と保護者とが情報を共有する。
- ②家庭でのいじめの気付きのための取り組みを進める啓発をする。
- ③「いじめ未然防止」等の研修会の充実を図る。

##### 《地域》

学校長の諮問機関である学校協議会において、学校が抱える問題を議題として話し合いを進める。特に、いじめについては様々な立場の委員から建設的な意見をいただきながら取り組みを進め、ときには協力を仰ぐ。また、主任児童委員を初めとして、民生委員、地域教育相談員、コミュニティーセンター員、地域ボランティア等の協力を得ながら、地域での子育ての在り方や、親子での取り組み等を通して、地域として子どもへの関わりを深めてもらう。

- ①学校協議会への働きかけを進める。
- ②地域へのいじめ防止等への周知を進める。
- ③地域の関係団体との連携を促進する。

#### (6) 本校と関係機関との連携等

いじめ問題への対応においては、市教育委員会との連携はもとより関係機関（警察、児童相談所、医療機関等）との適切な連携が必要である。「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものについては、速やかに警察に相談することとし、児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような場合は、警察に通報することとする。なお、そうした際には、教育的な配慮や被害者の意向への配慮も踏まえた上で、早期に、警察に相談・通報の上、連携した対応をとる。

- ①市教育委員会や関係機関による取り組みとの連携を図る。
- ②児童等への学校以外の相談窓口の周知を図る。
- ③必要に応じて、医療機関などの専門機関と連携する。

(7) いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上

①教員の資質能力の向上

いじめの情報を共有し、いじめの防止等が専門的知識に基づき適切に行われるよう、職務や経験の程度に応じた研修を充実し、組織的対応力や危機管理能力等を高めるよう努める。また、スクールカウンセラー(S C)やスクールソーシャルワーカー(S S W)を活用し、児童等を支援する機会の充実に努める。

②いじめの防止を含む教育相談に応じる者の確保

いじめの防止等のため、心理、福祉等に関する専門的知識を有するS CやS S Wを活用する。

③いじめへの対処に関し助言を行うために学校に派遣する者の確保

学校だけでは解決が困難な事案について、迅速かつ的確に対処できるよう、必要に応じて弁護士、医師、学識経験者、S C、S S W等の専門家、警察官や教員の経験者の派遣を依頼する。

④学校運営の改善

教員が児童等と向き合い、いじめの防止等に学校として一丸となり組織的に取り組める時間を確保できるよう、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を進めるなど、学校運営改善に努める。また、S C、S S W等の外部専門家の活用、教員が行う業務の明確化などによる教員の負担軽減を図る。

(8) インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進

①インターネットやスマートフォン、タブレット等を利用したいじめ（以下「インターネット上のいじめ」という）の防止等のための啓発活動

児童等に対して、情報モラルや情報リテラシーを身に付けさせるための教育を推進し、インターネット上のいじめの現状や危険性について、児童等及び保護者への啓発に努める。

インターネット上のいじめは、外部から見えにくい・匿名性が高いなどの性質を有するため児童等が行動に移しやすい一方で、一度インターネット上で拡散してしまったいじめに係る画像、動画等の情報を消去することは極めて困難であること、一つの行為がいじめの被害者にとどまらず学校、家庭および地域に多大な被害を与える可能性があることなど、深刻な影響を及ぼす。また、インターネット上のいじめは、重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取り組みを行うとともに、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となりえる行為であることを理解させる学習を推進する。

②インターネット上のいじめに関する事案に対処する体制の整備

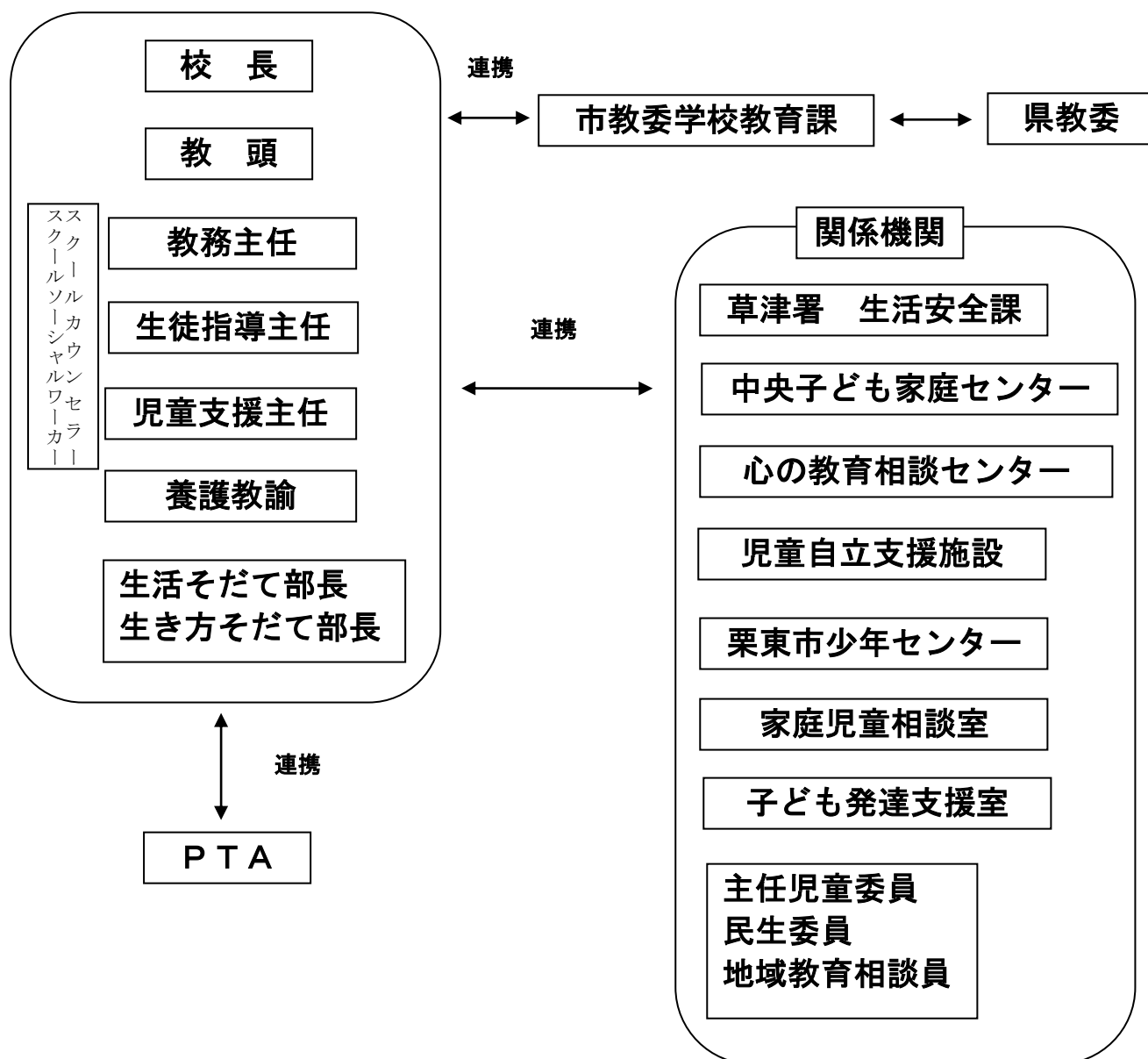
インターネット上のいじめに関する事案に迅速かつ的確に対処するため、県教育委員会と県警察本部との学校連絡制度を活用するなど、体制の整備に努める。

## 4. いじめの防止等のための組織

「いじめ」は、いじめられた児童等の立場になって問題の解決に当たらなければならない。そのためには、本人や周辺の状況等を客観的に確認していくことが大切である。いじめの認知については、特定の教職員がするのではなく、いじめ防止対策推進法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」を活用して行う。

本校では、いじめ防止等（いじめの防止、いじめの早期発見、いじめの対処）のための組織として基本的には生徒指導を中心とした、以下のような体制で取り組む。ただし、いざいじめ事案が発生した時には、P.11の「いじめ対応マニュアル」にのっとり、緊急対策委員会やいじめ防止対策会議を組織し、二次対応も含めて丁寧に対応していく。これらは管理職のリーダーシップの下、校内はもとより市教育委員会とも適切に連携の上、専門家や関係機関との協力体制を確立し、実情に応じた対策を推進する。

### ◎生徒指導（いじめ防止等）体制



## 5. 重大事態への対処

いじめの重大事態については、本基本方針および「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（令和6年8月改訂版・文部科学省）」に沿って適切に対応する。

### （1）重大事態の意味について

重大事態とはいじめにより次のような事態に陥ったことである。

#### ① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合 など

#### ② 「相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」

- ・不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童等が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安に関わらず、迅速に調査に着手することが必要である。

上記により、学校または市教育委員会が重大事態と判断した場合には、学校または市教育委員会が調査等にあたる。

### （2）事実関係を明確にするための調査の実施

「事実確認を明確にする」とは、重大事態にいたる要因となったいじめ行為が、

- |  |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>・いつから(いつ頃から)か</li><li>・誰から行われたか</li><li>・どのような態様だったのか</li><li>・いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係の問題点は何か</li><li>・学校教職員がどのように対応したか</li></ul> |
|--|

こうした客観的な事実関係を速やかに調査する。

また、調査においては、累積性、複合性について遡及調査ならびに周辺調査を行うものとする。この調査は、学校と市が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものとし、争訟等への対応を目的とはしない。

調査を実りあるものにするために、市や学校に不都合なことがあっても、事実にしっかりと向き合い、主体的に再発防止に取り組むものとする。

また、調査結果の報告については、市教育委員会から市長に報告する（学校が調査主体となった場合は、学校は市教育委員会を介して、市長に報告する）。いじめを受けた児童等またはその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童等またはその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果の報告に添えて市長に送付する。

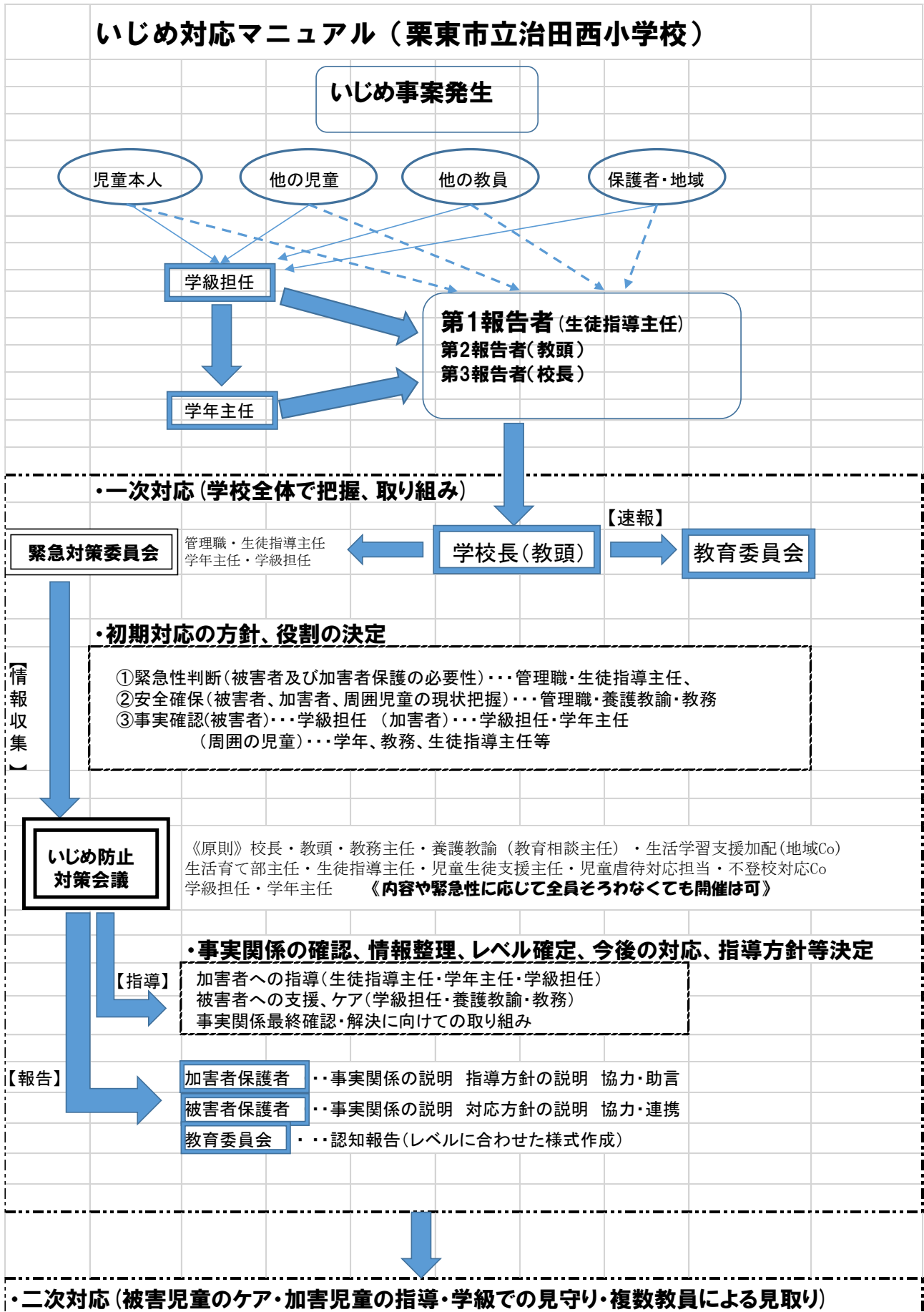
講評については、「栗東市におけるいじめ重大事態の調査結果の公表に関するガイドライン（令和6年5月）」に則り、進める。

## 6. 令和8年度いじめ防止等に向けての年間計画

月	教職員・児童の取り組みや活動	P T A・地域の取り組みや活動
4月	<input type="checkbox"/> 生徒指導上の共通理解事項の周知徹底(いじめ防止対策基本方針等)に関する研修 <input type="checkbox"/> 学校生活に関する学年集会	<input type="checkbox"/> 家庭用「いじめ防止啓発リーフレット(仮称)」の配付 <input type="checkbox"/> 家庭用「いじめ早期発見チェックポイント」の配付 <input type="checkbox"/> SNS注意喚起文書配付
5月	<input type="checkbox"/> 個別懇談会 <input type="checkbox"/> 学校教育方針説明会(P T A総会) <input type="checkbox"/> 第1回いじめアンケート ○生活目標の設定	
6月	<input type="checkbox"/> 第1回ふれあいタイム【担任による教育相談】 ○ <input type="checkbox"/> 生活目標の評価 ○「友だちを大切に作る取組み」(仮称)やミニ人権週間等委員会主体によるいじめをなくす取組みを行う。 <input type="checkbox"/> 第1回定期いじめ防止等対策委員会	
7月	<input type="checkbox"/> 生徒指導上の共通理解事項に関する指導 <input type="checkbox"/> 保護者連絡会 ○ <input type="checkbox"/> 活動のふり返し、評価 <input type="checkbox"/> いじめ防止等に関わる職員研修	<input type="checkbox"/> 民生委員さんとの懇談会 <input type="checkbox"/> 第1回学校協議会 <input type="checkbox"/> 夏季休業期間中におけるSNS注意喚起文書配付
8月		
9月		
10月	<input type="checkbox"/> 第2回いじめアンケート ○生活目標の設定	
11月	<input type="checkbox"/> 第2回ふれあいタイム【担任による教育相談】 ○ <input type="checkbox"/> 生活目標の評価 ○人権集会によるいじめをなくす取組みを行う。	<input type="checkbox"/> 第2回学校協議会 <input type="checkbox"/> △ P T A主催人権講演会
12月	<input type="checkbox"/> 人権週間 <input type="checkbox"/> 第2回定期いじめ防止等対策委員会 <input type="checkbox"/> 生徒指導上の共通理解事項に関する指導 <input type="checkbox"/> 希望制後期個別懇談会 ○ <input type="checkbox"/> 活動のふり返し、評価	<input type="checkbox"/> 冬季休業期間中におけるSNS注意喚起文書配付
1月	<input type="checkbox"/> 第3回いじめアンケート	
2月	<input type="checkbox"/> 第3回定期いじめ防止等対策委員会 ○ <input type="checkbox"/> 年間のふり返し、評価	<input type="checkbox"/> 第3回学校協議会
3月	<input type="checkbox"/> 学年末連絡会 <input type="checkbox"/> 生徒指導上の共通理解事項に関する指導	<input type="checkbox"/> 学年末休業期間中における春季休業中におけるSNS注意喚起文書配付
年間を通して	<input type="checkbox"/> 特別支援&児童理解推進委員会開催(隔月) <input type="checkbox"/> 学校だより・学年・学級通信発行(随時) ○委員会活動による取組み(随時) ○なかよしタイム(縦割り活動) <input type="checkbox"/> 学級経営案の中にいじめ防止につながる項目を盛り込む。 <input type="checkbox"/> 職員会議での人権ミニ研修 <input type="checkbox"/> 毎週火曜日の学年会で情報共有 ○ <input type="checkbox"/> 人権学習や特別の教科道徳における「互いのちがいを認め、受け入れられる」子どもの育成	<input type="checkbox"/> スクールガードによる子どもの見守り

□：教職員の取組み ○：児童の取組み △：P T Aの取組み ◇：地域の取組み

# 7. いじめ対応マニュアル



## 資料 <いじめ防止対策推進法>（平成25年法律第71号）【参考部分抜粋】

### 第2条（定義）

この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 この法律において「学校」とは、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一条に規定する小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（幼稚部を除く。）をいう。

3 この法律において「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。

4 この法律において「保護者」とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。

### 第12条（地方いじめ防止基本方針）

地方公共団体は、いじめ防止基本方針を参酌し、その地域の実情に応じ、当該地方公共団体におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針（以下「地方いじめ防止基本方針」という。）を定めるよう努めるものとする。

### 第13条（学校いじめ防止基本方針）

学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

### 第14条（いじめ問題対策連絡協議会）

地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

### 第14条3

前二項の規定を踏まえ、教育委員会といじめ問題対策連絡協議会との円滑な連携の下に、地方いじめ防止基本方針に基づく地域におけるいじめの防止等のための対策を実効的に行うようにするため必要があるときは、教育委員会に附属機関として必要な組織を置くことができるものとする。

### 第15条（学校におけるいじめの防止）

学校の設置者及びその設置する学校は、児童等の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図らなければならない。

2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを防止するため、当該学校に在籍する児童等の保護者、地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめの防止に資する活動であって当該学校に在籍する児童等が自主的に行うものに対する支援、当該学校に在

籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員に対するいじめを防止することの重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置を講ずるものとする。

#### 第16条（いじめの早期発見のための措置）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校におけるいじめを早期に発見するため、当該学校に在籍する児童等に対する定期的な調査その他の必要な措置を講ずるものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、いじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制の整備に必要な施策を講ずるものとする。
- 3 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者並びに当該学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる体制（次項において「相談体制」という。）を整備するものとする。
- 4 学校の設置者及びその設置する学校は、相談体制を整備するに当たっては、家庭、地域社会等との連携の下、いじめを受けた児童等の教育を受ける権利その他の権利利益が擁護されるよう配慮するものとする。

#### 第17条（関係機関等との連携等）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が関係者の連携の下に適切に行われるよう、関係省庁相互間その他関係機関、学校、家庭、地域社会及び民間団体の間の連携の強化、民間団体の支援その他必要な体制の整備に努めるものとする。

#### 第18条（いじめの防止等のための対策に従事する人材の確保及び資質の向上）

国及び地方公共団体は、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援、いじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言その他のいじめの防止等のための対策が専門的知識に基づき適切に行われるよう、教員の養成及び研修の充実を通じた教員の資質の向上、生徒指導に係る体制等の充実のための教諭、養護教諭その他の教員の配置、心理、福祉等に関する専門的知識を有する者であっていじめの防止を含む教育相談に応じるものの確保、いじめへの対処に関し助言を行うために学校の求めに応じて派遣される者の確保等必要な措置を講ずるものとする。

- 2 学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校の教職員に対し、いじめの防止等のための対策に関する研修の実施その他のいじめの防止等のための対策に関する資質の向上に必要な措置を計画的に行わなければならない。

#### 第19条（インターネットを通じて行われるいじめに対する対策の推進）

学校の設置者及びその設置する学校は、当該学校に在籍する児童等及びその保護者が、発信された情報の高度の流通性、発信者の匿名性その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、及び効果的に対処することができるよう、これらの者に対し、必要な啓発活動を行うものとする。

- 2 国及び地方公共団体は、児童等がインターネットを通じて行われるいじめに巻き込まれていないかどうかを監視する関係機関又は関係団体の取り組みを支援するとともに、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対処する体制の整備に努めるものとする。

- 3 インターネットを通じていじめが行われた場合において、当該いじめを受けた児童等又はその保護者は、当該いじめに係る情報の削除を求め、又は発信者情報（特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律（平成十三年法律第百三十七号）第四条第一項に規定する発信者情報をいう。）の開示を請求しようとするときは、必要に応じ、法務局又は地方法務局の協力を求めることができる。

#### 第20条（いじめの防止等のための対策の調査研究の推進等）

国及び地方公共団体は、いじめの防止及び早期発見のための方策等、いじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言の在り方、インターネットを通じて行われるいじめへの対応の在り方その他のいじめの防止等のために必要な事項やいじめの防止等のための対策の実施の状況についての調査研究及び検証を行うとともに、その成果を普及するものとする。

#### 第21条（啓発活動）

国及び地方公共団体は、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性、いじめに係る相談制度又は救済制度等について必要な広報その他の啓発活動を行うものとする。

#### 第22条（学校におけるいじめの防止等の対策のための組織）

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成されるいじめの防止等の対策のための組織を置くものとする。

#### 第23条（いじめに対する措置）

学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。

- 2 学校は、前項の規定による通報を受けたときその他当該学校に在籍する児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに、当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずるとともに、その結果を当該学校の設置者に報告するものとする。

#### 第24条（学校の設置者による措置）

学校の設置者は、前条第二項の規定による報告を受けたときは、必要に応じ、その設置する学校に対し必要な支援を行い、もしくは必要な措置を講ずることを指示し、又は当該報告に係る事案について自ら必要な調査を行うものとする。

#### 第27条（学校相互間の連携協力体制の整備）

地方公共団体は、いじめを受けた児童等といじめを行った児童等が同じ学校に在籍していない場合であっても、学校がいじめを受けた児童等又はその保護者に対する支援及びいじめを行った児童等に対する指導又はその保護者に対する助言を適切に行うことができるようにするため、学校相互

間の連携協力体制を整備するものとする。

#### 第28条（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
  - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
- 2 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。
- 3 第一項の規定により学校が調査を行う場合においては、当該学校の設置者は、同項の規定による調査及び前項の規定による情報の提供について必要な指導及び支援を行うものとする。

#### 第30条（公立の学校に係る対処）

地方公共団体が設置する学校は、第二十八条第一項各号に掲げる場合には、当該地方公共団体の教育委員会を通じて、重大事態が発生した旨を、当該地方公共団体の長に報告しなければならない。

#### 第30条2（公立の学校に係る対処）

前項の規定による報告を受けた地方公共団体の長は、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、附属機関を設けて調査を行う等の方法により、第二十八条第一項の規定による調査の結果について調査を行うことができる。

#### 第34条（学校評価における留意事項）

学校の評価を行う場合においていじめの防止等のための対策を取り扱うに当たっては、いじめの事実が隠蔽されず、並びにいじめの実態の把握及びいじめに対する措置が適切に行われるよう、いじめの早期発見、いじめの再発を防止するための取り組み等について適正に評価が行われるようにしなければならない。